平成２５年（フ）第４７９号
埼玉県川越市砂新田１丁目１番地２　ホルンホームズ102号室、前住所埼玉県川越市大字砂新田2571番地40
債務者　金子　厚子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４９３号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷792番地１レクセルプラザ若葉201号
債務者　秋山　三郎
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５００号
埼玉県坂戸市関間３丁目12番46―１号ハイツ鶴ヶ丘Ｅ―202号室
債務者　齊藤　一暢
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８５号
岐阜県土岐市泉町大富238番地の１　レオパレスタートル102号
債務者　杉原　末子
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第５５号
三重県松阪市大黒田町766番地14
債務者　村端　匡朋
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第５８号
三重県多気郡大台町上真手31番地33
債務者　小川　勇人
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第４８号
京都府亀岡市東つつじケ丘曙台２丁目６番５号
債務者　右川　寛之
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第２４２号
盛岡市永井19地割210番地　２号
債務者　高橋　諒子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３７０号
神奈川県厚木市及川977番地３
債務者　有馬　赳彦
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２３号
神奈川県厚木市王子１丁目２番14号　コンフォート王子101
債務者　田口　　滋
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４２８号
神奈川県平塚市中里６番23号　綾部荘103号
債務者　山田明子こと　ＹＡＭＡＤＡ　ＤＯＲＩＳ　ＡＫＩＫＯ
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４３６号
神奈川県平塚市城所339番地の１　セオハイツ２―102号、前住所神奈川県秦野市千村３丁目17番１―104号
債務者　高山武志こと　ＴＡＫＡＹＡＭＡ　ＴＡＱＵＥＳＨＩ
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４３７号
神奈川県平塚市城所339番地の１　セオハイツ２―102号、前住所神奈川県秦野市千村３丁目17番１―104号
債務者　高山　朋子
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４４７号
神奈川県厚木市下荻野582番地　シンフォニーⅠ―103、前住所神奈川県厚木市三田779番地１　ダイヤパレス本厚木第２―207
債務者　井澤勇太郎
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３２０号
愛知県江南市高屋町西町106番地３
債務者　整体＆マッサージりらっくすこと　古世　幸人
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６６号
山口県宇部市大字妻崎開作86番地１ピュアガーデンM―Ⅳ301号
債務者　中園　和孝
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第１２９号
長崎県大村市幸町25番地116、前住所長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＥ―910
債務者　島田　純子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係